

(提出先) 茨木市長

生産緑地に存する所有権以外の権利の消滅に関する同意書

生産緑地法第 10 条の規定に基づく生産緑地買取申出書の提出にあたり、法第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定による買い取る旨の通知書が発送を確認した上で、下記生産緑地に存する所有権以外の権利を消滅させる旨に同意します。

但し、相続税（贈与税）の納税猶予を適用している場合においては、確定した猶予税額（利子税を含む。）の完納確認後に限ります。

権利者名	権利者住所	権利の種類	実 印

記

1. 生産緑地に関する事項

所在及び地番	地目	地積	備考
		m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>	